

射水市告示第 4 1 号

射水市消防団協力事業所表示制度実施要綱を次のとおり定める。

平成 1 9 年 3 月 1 5 日

射水市長 分 家 静 男

射水市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図るため、射水市消防団に積極的に協力している事業所又は団体に対して、消防団協力事業所表示証（以下「表示証」という。）を交付することに関し必要な事項について定めるものとする。

(協力事業所の認定及び表示証の交付)

第 2 条 市長は、次に掲げる基準のいずれかに該当する事業所等を消防団協力事業所（以下「協力事業所」という。）として認定し、消防団活動に協力する証として表示証を交付する。

- (1) 消防団員である従業員を常時 3 名以上雇用している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長又は消防長が特に優良と認める事業所等

(表示証の交付申請及び推薦)

第 3 条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に射水市消防団協力事業所表示申請書（様式第 1 号）により申請を行うものとする。

2 消防団長、自治会長その他の消防団活動を支援する者は、表示証を交付する事業所等について市長に推薦することができる。

(審査)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条各号の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 前条の規定に基づく申請又は推薦があった場合
- (2) 市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

(表示証の交付)

第5条 市長は、前条の審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所は除く。）に表示証（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市町村長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第6条 協力事業所は、表示証を交付した市名、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。

- 2 協力事業所として認めた事業所等が他の市町村にある場合は、同条第1項の表示の他に、当該事業所が所在する市町村の名称も併せて付すことができる。
- 3 表示証は、次に掲げる場所等に表示することができるものとする。
 - (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
 - (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁記的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

(表示証交付整理簿の備え付け)

第7条 表示証の交付に際して、市長は、射水市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第3号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第8条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第9条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

- 2 表示証の表示の効力が失効した事業所については、第6条に規定する表示を行うことができない。
- 3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

- 第9条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は、休止したとき、第2条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定を取り消した理由を文書で通知するものとする。
- 2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

- 第10条 市長は、協力事業所の名称、射水市消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

- 第11条 市長は、協力事業所を射水市表彰規則（平成18年射水市規則第40号）に基づき表彰することができる。

(所掌)

- 第12条 この要綱に関する事務は、消防本部総務課において所掌する。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。